

安来市電子入札運用基準(受注者用)
【建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務等】

平成28年10月3日
安来市

安来市電子入札運用基準

この基準は、電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう、安来市契約規則(平成16年安来市規則第58号)、その他の法令に定めるもののほか、電子入札の事務処理に関し必要な事項を定めたものです。

(用語の定義)

第1条 この基準において用いる用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 電子調達システム 安来市が発注する建設工事等の入札等の事務手続きをインターネットを利用して行うシステム
- (2) 電子入札 電子調達システムにおいて、電磁的記録の送受信により入札手続きを行う入札等
- (3) 紙入札 紙に記録した入札書を使用して行う入札
- (4) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカード
- (5) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子調達システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組み
- (7) 入札情報サービス (PPI) 入札に係る公告、仕様書等及び入札結果等に係る情報をインターネット上で行うサービス
- (8) 入札執行者 入札に関する事務を管理及び執行する者
- (9) 入札事務担当者 入札事務に従事する者

利用者登録等

(利用者登録)

第2条 安来市建設業者有資格者名簿又は安来市測量、建設コンサルタント業務等有資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)が、電子入札を利用するときは、電子調達システムに利用者登録をしなければ電子入札による入札に参加することができません。

- 2 利用者登録の内容は、入札参加資格認定時に通知された登録番号、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とします。
- 3 電子調達システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、安来市建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要綱、安来市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱の規定に基づく変更の届出と併せて、直ちに電子調達システムへ変更内容の登録を行ってください。

(電子入札に使用する I C カード)

第 3 条 入札参加者が電子調達システムへの利用者登録申請を行うことができる I C カードは、次に該当するものでなければなりません。

- (1) 有資格者名簿に登録されている商号又は名称で登録された I C カードに限る。
- (2) 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員の商号又は名称で取得した I C カードに限る。
- (3) 入札参加者が、特定の入札案件に対して構成される共同企業体の場合は、代表会社の I C カードとします。特定 J V の応札にあたっては、特定 J V の構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限の委任状の提出を求めます。

(I C カードの不正使用)

第 4 条 入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めません。

- 2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行いません。
- 3 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断します。

(紙入札への変更)

第 5 条 特段の事情により安来市が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、切り替え以降は電子調達システムは利用しないこととなります。

(紙入札の承認)

第 6 条 次の各号に該当する場合に限り、紙入札方式参加承認願 (様式第 1 号) を提出して安来市が承認した場合に限り、電子入札から紙入札へ変更することができます。

- (1) I C カードが閉塞、破損等で使用できなくなり、I C カード再発行の申請 (準備) 中等の場合。
 - (2) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。
 - (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、I C カードの有効期限切れに伴う失効や、カードの紛失・破損、パソコンやカードリーダーの不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
- 2 電子入札の手続き開始後、前項に該当し入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、入札締め切り通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参

加者について紙入札を認めるものとします。

- (1) 電子調達システムに障害が発生し、復旧が入札書提出締め切りに間に合わない場合。
 - (2) ICカードが閉塞、破損等で使用不可となった場合。
 - (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合。ただし、障害の証明書等が発行される場合に限る。
 - (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合。ただし、ICカードの有効期限切れに伴う失効や、カードの紛失・破損、パソコンやカードリーダーの不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
- 3 紙入札への変更が認められた場合は、入札書以外の提出書類を提出期限までに持参又はFAX（以下「持参等」という。）してください。
- 4 入札書は開札日時に持参し、開札に立ち会ってください。入札者以外の方が入札書を持参し開札に立ち会う場合は、委任状を提出してください。

(資料の提出等)

第7条 提出する競争参加資格確認資料、技術提案資料、内訳書等（以下「提出資料」という。）については、原則として電子ファイルとします。

- 2 電子ファイルを添付する場合は、原則として書き換えのできないPDFにより作成してください。PDF以外の電子ファイルとする場合は、次の電子ファイルの形式により作成することとします。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word (注)	Word2010 形式以下のもの
Microsoft Excel (注)	Excel2010 形式以下のもの
その他のアプリケーション	画像ファイル (TIFF、JPEG 及び GIF 形式) その他安来市が認めた型式

(注) Word、Excel については、PDF に変換することが望ましい。

(注) 提出資料は、一括してPDFファイルとするなど、可能な限り添付ファイル数を減らすこと。ただし、内訳書については単独ファイルとし、表紙に商号又は名称及び代表者名を表示するものとする。

(注) 各資料への代表者印等の押印は要しない。

(注) 資料提出にあたっては、誤った資料を添付することのないよう十分に留意すること。

- 3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合は、LZH 又は ZIP 形式によるものとし、自己解凍方式（「*.exe」等のファイル）は認めません。
- 4 入札参加者から提出された資料等へのウィルス感染が判明した場合は、次により対応します。
- (1) ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議します。

(2) 提出書類がウィルスに感染しており、再提出が行われなかった場合は、その提出書類は「不備があるもの」として取り扱いますのでご注意ください。

(持参等による資料の提出)

第8条 入札参加者は、提出資料が次のいずれかに該当するときは、提出資料を持参等により提出してください。この場合、第3項に示す内容を記載したテキストファイル等を電子調達システムにより提出する競争参加資格確認申請書に必ず添付してください。

(1) 提出資料に係る電子ファイルの合計の容量が10MBを超える場合

(2) 提出資料に係る電子ファイルにウィルス感染があることが判明し、完全にウィルスを駆除することができないもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が持参等による提出を指示したもの

2 提出資料の一部に前項各号に掲げるものを含む場合には、提出資料の全てを一括して持参等により提出してください。

3 提出資料を持参等で提出する場合、電子調達システムにより下記の内容を記載した書面を必ず添付するとともに、持参等する提出資料に競争参加資格確認申請書の内容確認画面の写しを添付してください。

(1) 持参等する旨の表示

(2) 持参等する書類の目録

(3) 持参等する書類のページ数

(4) 持参等年月日

4 提出する資料を記録したCD-R等書き換えのできない電子媒体で提出してください(ウィルス感染があることが判明した場合を除く。)。また、提出する資料について、電子媒体で提出が困難な場合は、紙で提出できるものとします。

5 持参等の締切(必着とする。以下同じ。)は、電子調達システムの競争参加資格確認申請書受付締切日と同一です。入札担当者が提出資料を受領したときは、電子調達システムにより受付票の発行を行います。

一般競争入札(全ての総合評価方式を含む。)

(競争参加資格確認申請書等の提出)

第9条 一般競争入札(全ての総合評価方式を含む。以下同じ。)に参加しようとする者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を提出してください。ただし、提出資料を持参等により提出する場合を除きます。

2 総合評価方式の場合は、前項の資料等の提出時に、電子調達システムにより技術提案資料を併せて提出してください。ただし、第8条の規定により提出資料を持参等により提出する場合を除きます。

- 3 入札事務担当者は、提出された競争参加資格確認申請書等の確認を行い不足資料や、修正等の必要がない場合は、電子調達システムから競争参加資格確認申請書受付票を発行します。
- 4 入札事務担当者は、持参等により提出された資格確認資料等を受領したときは、速やかにその内容の確認を行い、補正等の必要がない場合は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行します。
- 5 入札事務担当者は、紙入札を認めた入札参加者に対して前項による競争参加資格確認申請書受付票を発行したときは、印刷のうえ電送等により入札業者に通知します。
- 6 入札参加者は、発行された競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管しておいてください。

(入札説明書・調達案件内容等に対する質問及び回答)

第10条 入札説明書・調達案件内容等に対する質問は、電子調達システムにより受け付けることができるものとします。

- 2 電子調達システムにより受け付けた質問に対する回答は、電子調達システムにより行うとともに、速やかに入札情報サービスに掲載します。

(競争参加資格確認通知書の発行)

第11条 提出資料等により競争参加資格の有無を確認したときは、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を発行します。ただし、総合評価方式の簡易型及び特別簡易型である場合は、競争参加資格確認通知書は発行されますが、競争参加資格の確認は開札後に行います。

- 2 紙入札での入札参加者に対しては、競争参加資格確認通知書を電送等により通知します。
- 3 入札参加者は、発行された競争参加資格確認通知書を印刷等により保管しておいてください。

(入札)

第12条 総合評価方式を除く一般競争入札においては、競争参加資格が有る旨の競争参加資格確認通知書を発行された者でなければ、入札書を提出することはできません。

簡易型一般競争入札(事後審査型)

(競争参加資格確認申請書の提出等)

第13条 簡易型一般競争入札に参加を希望する場合は、入札書を提出するための手続きとして、電子調達システムの競争参加資格確認申請書の添付資料として、資格確認資料等を提出する必要があります。

- 2 電子調達システムから発行された、競争参加資格確認申請書受付票により提出を確認してください。

- 3 入札事務担当者は、紙入札を認めた入札参加者に対して競争参加資格確認申請書受付票を発行したときは、印刷のうえ電送等により入札業者に通知します。
- 4 入札参加者は、発行された競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管しておいてください。

(入札)

第14条 簡易型一般競争入札においては紙入札による参加を承認された者を除き、競争参加資格確認申請書受付締切日までに電子調達システムにより競争参加資格確認申請及び資格確認資料を提出し、競争参加資格確認申請書受付票を発行された者でなければ、入札書を提出することができません。

指名競争入札

(指名競争入札の通知等)

- 第15条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、電子調達システム等により入札に参加させようとする者に対して、指名通知書を送信します。
- 2 入札参加者は、電子調達システムにより指名通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信してください。
 - 3 紙入札での入札参加者は、電送等により指名通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信してください。

入札書の提出

(入札書の提出)

- 第17条 電子入札による入札参加者は、入札書受付締切日時までに電子調達システムにより入札書を提出してください。なお、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 2 内訳書の提出を求められた入札等については、入札書を提出する際に内訳書を添付してください。
 - 3 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書を提出することはできません。

(入札の辞退)

- 第18条 入札参加者は、入札書受付締切日時前であれば、いつでも電子調達システム等により辞退届を提出して入札を辞退することができます。ただし、入札書を提出した後は辞退することはできません。
- 2 入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過したときをもって、失格といたします。なお、失格とみなされたことについて、異議を申し立てることはできません。

(入札締切通知書の発行)

第19条 入札締切日時が到来したときは電子調達システムにより、入札参加者に対して入札締切通知書を発行します。

開札等

(開札等)

第20条 開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続きを開始し、紙入札業者がある場合には、入札執行者の入札執行の宣言後、入札書等を提出させ、当該入札書の入札金額を電子調達システムに登録した後、開札を行います。

2 電子入札において、開札に立ち会うことができるのは、電子入札による参加者で希望するもの及び紙入札による入札書を持参した入札者又はその代理人とします。この場において、当該入札者が代理人により入札書を持参させ開札に立ち合わせるときは、委任状を提出してください。電子入札による参加者で立ち会いを希望するものは、競争参加資格確認申請書受付票の写し又は受領確認書受信確認通知を持参してください。

3 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会担当職員」という。）を立ち合わせるものとします。

(落札決定の保留)

第21条 落札候補者があり、落札決定を保留する必要があるときは、落札決定の保留を確認した上で、電子調達システムにより全ての入札参加者に対して保留通知書を発行します。

(再度入札等)

第22条 第1回、又は第2回の入札において予定価格の範囲内で有効な入札がなく再度入札を行う場合、入札執行者は電子調達システムにより再入札通知書を入札参加者全員に発行します。ただし、第1回、又は第2回の入札において失格となった者を除きます。

2 再度入札の受付時間は第1回、又は第2回の入札開札時間の20分から30分後を標準として設定するものとします。

(開札状況等に係る情報提供)

第23条 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には必要に応じ作業状況の登録を行い、電子調達システムにより入札者へ情報提供を行います。

(落札決定等)

第24条 落札者を決定したときは、入札執行者及び入札事務担当職員は、落札を確認した上で、電子調達システム上で署名を行い、落札者決定通知書を発行します。

2 落札者は、落札決定通知書を確認後、発注担当部署で契約手続きを行ってください。

(電子くじ)

第25条 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価方式による総合評価値が最高の者(以下「くじ対象者」という。)が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次のとおり対応します。

(1) くじ対象者が、全て電子入札で参加している場合は、入札書提出時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号(注)により電子くじを実施し落札者を決定した後、前条第1項により落札決定通知書を発行します。

(注) くじ番号は、入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したもの

(2) くじ対象者が、電子入札と紙入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留通知書を電子調達システムにより当該入札参加者全員に通知し、くじ引きを実施し落札者を決定した後、前条第1項により落札決定通知書を発行します。

(3) くじ対象者が、全て紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施のうえ落札者を決定し、落札決定通知書を発行します。

(低入札価格調査)

第26条 低入札調査基準価格を設定した入札において、当該低入札調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札を保留する旨を記載し、入札参加者に通知します。

2 低入札価格調査を実施し落札者を決定したときは、電子調達システムにより落札者決定通知を発行します。

(入札締切日時の延期等)

第27条 入札参加者側の障害により電子入札ができない場合は、直ちに入札執行者等に連絡してください。障害の内容と復旧の可否について調査確認を行います。

2 調査確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行います。

(1) 天災

(2) 広域・地域的停電

(3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(4) その他、時間延長が妥当であると認められた場合(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

3 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を電子調達システムにより送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信します。

4 前項の場合において電子調達システムにより送信することができない場合は、電話等で対応します。

第28条 安来市側の障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更します。

2 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信します。

3 前項の場合において電子調達システムにより送信することができない場合は、電話等で対応します。

（入札の延期、取り止め）

第29条 やむを得ない事由が生じたこと等により、入札を延期、または取り止める場合、入札執行者は電子調達システムにより日時変更通知、又は入札中止通知書を発行します。

2 前項の場合で、通信障害等により電子調達システムによる通知が困難な場合は、電話等の方法で通知します。

（不落随契）

第30条 落札者がいない場合の不落随契への移行時は、電子調達システムは使用しません。

（受任者との契約締結等）

第31条 代表者のICカードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結します。

2 受任者のICカードにより入札を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結します。

（電子調達システムの運用時間）

第33条 電子調達システムの運用時間は、安来市の休日を定める条例（平成16年10月1日安来市条例第2号）第1条に規定する休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

様式第1号

紙入札方式参加承認願

- 1 発注件名
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

安来市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

上記について承認します。

ついては、入札書等を下記のとおり持参してください。

記

- 1 入札書提出日時 平成 年 月 日 時 分までに持参してください。
- 2 入札書等提出場所

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

安来市長

印